

## 【注意事項】

1. 受講資格に該当しない、もしくは同意できない場合は受講をお断りさせていただきます。
2. 本研修は先着順受付ではありません。各受講申込書類等を確認させて頂いた上で、受付状況を勘案し受講者を決定致します。
3. 以下の要件を満たしている方は、研修の一部履修免除対象となりますので、「修了証明書」の写しを申込時に必ず提出してください。研修開始後に以下の要件を満たしている旨の申告をされても、免除分の受講料返金は致しません。
  - (1) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発 0401 第 17 号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した方。
  - (2) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した方。
  - (3) 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年度 10 月 6 日老発 1006 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方。
  - (4) 喀痰吸引等研修（第一号研修・第二号研修）の基本研修（講義・演習）を修了した方
  - (5) 介護福祉士養成施設等で「医療的ケア」の科目を履修した方
4. 受講料は指定された銀行口座へ銀行振込でご入金をお願い致します。口座番号等は受講決定後通知致します。なお、こちらから受講決定通知を送付した後の受講者都合による辞退につきましては、理由の如何に関わらず、受講料の返金は一切致しません。
5. 1 施設より複数名の申込には、受講者優先順位をつけて申込をして下さい。
6. 本研修修了者には当法人より「研修修了証明書」をお渡し致しますが、実際にたんの吸引等の行為を行うためには、修了証明書受領後、各自新潟県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を申請する必要があります。
7. 電話等による受講可否のお問合せはご遠慮ください。

万が一、指定の日付以降に通知が届いていない場合はご連絡をお願い致します。
8. 実地研修は、受講生の所属する施設等において実施して頂きます。保険加入有効期間が 1 年間ですので、実地研修は基本研修終了後、指定した日より必ず 1 年以内に修了できるようお願い致します。1 年以内に修了できない場合、半年を目途に延長の事務手続き（事務処理費 3,000 円、保険料は別途）を経て研修を行い、延長は最長で 1 年間とします。それでも研修を修了できない場合、研修を終了とさせていただきます。
9. 筆記試験に不合格の場合、追試験をおこないます。なお追試験も不合格の場合、研修を修了とさせていただきます。
10. 基本研修（演習）で修了要件に満たないと判断された場合、予備日での補講を行って頂きます。補講を行う際、事務処理費 3,000 円を別途徴収致します。補講でも修了要件に満たないと本研修機関から判断された場合、研修を終了させていただきます。なお、その場合の受講料については一切返金致しません。次回の研修開催以降、新規での申込を行って頂くこととなります。
11. 基本研修（講義）で欠席が発生した場合、課題等を提出していただきます。

12. 令和7年4月より、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の取扱いが変更になりました。

| 変更前              | 変更後   |
|------------------|---|
| ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 | ①胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）<br>②胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 |

【「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の変更点】

(1) 「実地研修の修了証と認定特定行為業務従事者認定証（以下、認定証等）」の表記について

- ① 「半固成型」栄養剤のみでの実地研修の修了は認められません。  
 ➡ 認定証等には表記されません。
- ② 「滴下型」栄養剤のみで実地研修を修了した場合は「滴下型」のみ実施可能です。  
 ➡ 認定証等には上記①「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型のみ）」と表記されます。
- ③ 「滴下型」栄養剤と「半固成型」栄養剤の両方の実地研修を修了した場合は、いずれも実施可能です。  
 ➡ 認定証等には上記②「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」と表記されます。

【留意事項】

- ・ 実地研修を行う際に、「半固成型」栄養剤のみの利用者しかいない場合は、医師の指示を受け利用者等の同意を得た上で、「半固成型」栄養剤を注入する前に水分補給の形で「滴下型」の実地研修を実施することで、「滴下型」の実地研修を修了したこととして評価可能です。
- ・ 但し、もともと「滴下型」栄養剤のみの利用者を医師への相談や医師の指示等なく、実地研修のために「半固成型」に変更することは認められません。

(2) 基本研修（演習）及び実地研修の研修回数について

|          |  |
|----------|--|
| 基本研修（演習） | ・ <u>「滴下型」及び「半固成型」いずれも5回以上実施する（※）。</u>   |
| 実地研修     | ・ <u>「半固成型」栄養剤の実地研修を行う場合は、「滴下型」栄養剤を10回以上実施後、「半固成型」栄養剤を実施し、合わせて20回以上とする。</u><br>・ <u>「滴下型」栄養剤のみの実地研修を行う場合は、「滴下型」栄養剤を20回以上とする。</u> |

※) 下記①②のいずれにも該当する受講者は、「基本研修（講義）の7日目（午後のみ）と8日目（1日）」及び「基本研修(演習)」の「半固成型」を追加受講していただきます。

① 履修科目一部免除対象者

② 「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」の実地研修追加希望者で、且つ「胃ろう又は腸ろうによる経鼻経管栄養（半固成型）の基本研修（演習）」の未受講者

以上